平成２５年（フ）第４４２６号
千葉県千葉市稲毛区轟町４丁目１―15
債務者　吉田　恵子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４２９号
神奈川県厚木市三田500―２
債務者　寺田　克博
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４３０号
神奈川県厚木市三田500―２
債務者　寺田　和仁
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４３５号
東京都江戸川区南葛西５丁目６―13―203　マンションしかたけ２
債務者　五味　公太
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８４号
横浜市都筑区牛久保東１丁目33番９―511号
債務者　渡邉　克彦
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８５号
岡山市北区三門中町３番１号Ｆｕｊｉｉ　ｔｈｅ５―202
債務者　三村　清子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７号
熊本県菊池市旭志尾足328番地１
債務者　星野　英男
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
静岡県藤枝市駅前３丁目11番26号
債務者　道工ジャイメこと　デモヤドウケ　ハイメアルベルト
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６３号
栃木県栃木市大平町蔵井2011―３　エスペランサＢ―102、住民票上の住所栃木県栃木市大平町富田５番地40
債務者　落合美智宏
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９８号
栃木県宇都宮市免ノ内町567番地12　アビシニアンＣ―102、前住所栃木県宇都宮市若松原１丁目18番８号　ヴェルデ若松原101
債務者　五十嵐三保
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４号
岡山市中区江崎383番地２
債務者　関　　宏信
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３号
岡山市北区青江１丁目20番７号
債務者　桂木　律子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６号
熊本県阿蘇市黒川969番地６
債務者　生田　　勝
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第７号
熊本県阿蘇郡高森町大字色見1462番地６
債務者　古賀　資朗
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第４３７９号
東京都台東区根岸３丁目３―18―204
債務者　根本　貴規
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部